（法人単位）

重要な会計方針

当期より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、独立行政法人会計基準第43（セグメント情報の開示）の規定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の附則第８条による経過措置を適用し、従来のセグメント区分（区分経理）に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、独立行政法人会計基準第81（運営費交付金の会計処理）の規定についても、同基準が定める経過措置を適用し、改訂前の同基準第81を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

改訂後の独立行政法人会計基準第81が定める収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～18年
車両運搬具	５年
工具器具備品	３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

翌期６月に役職員に対して支給する賞与については、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるため、引当金を計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除した額（前期末見積額から当期末見積額への増加額）を計上しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

翌期６月に役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期中の勤務期間に基づく額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額（前期末見積額から当期末見積額への増加額）を計上しております。

（国選弁護人確保業務等勘定）

国との交流人事による出向職員であり国に復帰することが予定されており、当センターから退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員については、退職給付に係る引当金を計上しておりません。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、各期の発生時に費用処理することとしております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額（前期末見積額から当期末見積額への増加額）を計上しております。

５．民事法律扶助事業の立替金に係る会計処理の特例

総合法律支援法施行規則第15条の規定に基づき、民事法律扶助業務において、報酬等を運営費交付金を財源として立て替えたことにより取得した立替金債権については、これを取得した時点においては、当該立替えに係る金額に相当する額を資産見返運営費交付金として計上し、当該立替金債権の貸倒償却に要する費用が発生した時点においては、当該費用に相当する額を資産見返運営費交付金戻入として収益に振り替え、当該立替金債権の償還を受けた時点においては、資産見返運営費交付金を運営費交付金債務に振り替えております。

６．貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

８．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円に換算し、換算差額は損益として処理しております。

９．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債の利回りを用いて計算するものですが、平成28年３月末の同利回りがマイナスとなりました。この状況において国債による運用を行うことは政府等の合理的な判断ではなく、現金のまま保有すると考えられることから、平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しております。

10．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

重要な会計方針の変更

１．退職給付債務に関する会計基準の適用

改訂後の独立行政法人会計基準等を当期より適用し、貸借対照表における退職給付引当金の算定及び行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額の算定にあたって、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。なお、前期と同一の方法によった場合との差異は生じておりません。

表示方法の変更

１．損益計算書

前期において、「業務費」の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒損失」及び「一般管理費」の「その他」に含めて表示しておりました「業務委託費」は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当期より区分掲記して表示しております。

また、前期において、区分掲記しておりました「一般管理費」の「什器備品費」は、金額的重要性が乏しいため、当期より「その他」に含めて表示しております。